

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	保健所関係団体の認定の取消し		
根拠法令及び条項	那覇市保健所関係団体認定に関する要綱第5条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市保健所関係団体認定に関する要綱第5条 (認定の取消し) 第5条 所長は、保健所関係団体の認定を受けた団体であっても、第3条の要件を失ったと認めるときは認定を取り消すものとし、保健所関係団体認定取消通知書(第4号様式)により通知するものとする。		
処分基準 設定年月日	平成26年 7月17日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康部保健所保健総務課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。